

偏頗行為否認における相手方の悪意の立証
～東京地判令和2年3月31日判決を題材に～

佐藤 俊

Shun Sato

PROFILEはこちら



第1 はじめに

経済的に困窮した取引先から債権(本稿では担保のない一般債権であることを前提に論述します。)を回収し、その後取引先が破産に至った場合、その債権回収行為が破産管財人から否認され、回収金を破産管財人に返還しなければならないことがあります。

この否認(講学上偏頗行為否認と称されます。)について破産法は、次のような定めを置いています(下線は筆者)。

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第162条 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合
支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ 当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合 破産手続開始の申立てがあったこと。

二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

2 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲

げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと)を知っていたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二 前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合

3 第一項各号の規定の適用については、支払の停止(破産手続開始の申立て前一年以内のものに限る。)があった後は、支払不能であったものと推定する。

債権者の立場で見た場合、例えば事業を停止し破産の準備をする旨の通知(支払停止宣言)を受けた後に債権を回収してしまうと、支払停止を知りながら(1項1号イ)した債務の消滅に関する行為(1項柱書)になり、破産管財人からこの債権回収は否認されることとなります。

他方で、債務者が未だに支払停止宣言を行っていない場合、①債務者が客観的に支払不能¹の状態であり(1項1号イ)、かつ、②債権者が債務者の支払不能を知っていた(悪意である)旨(1項1号柱書但書)を破産管財人が立証できなければ、債権回収が否認されることはありません。

本稿では、①債務者の支払不能が認定されながら、②債権者が債務者の支払不能を知っていた(悪意である)とはいえないとされた裁判例(東京地判令和2年3月31日・公刊物未登載。以下「本件裁判例」)を題材として、債権者の立場でどこまでの事情を知っていれば、支払不能を知っている(支払不能

1:債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいいます(破産法2条11号)。

につき悪意である)といわれるのか、考察したいと思います。

第2 本件裁判例の概要

本件裁判例の事案の概要は、以下のとおりです。

1 登場人物

A:「アービトラージ」という投資手法を自動売買システムによって行う投資運用方法による事業を掲げて社債を発行するなどしていたが、その後破産した会社

X:Aの破産管財人

Y:有価証券投資情報の調査及び収集等を目的とする会社

2 時系列(一部省略又は簡略化しています)

- ① 平成24年6月頃
Aが多数の投資家に対して社債を発行
- ② 平成24年7月23日から平成27年12月25日にかけて
AがYに対し、覚書に基づき生じた紹介手数料合計約2億5000万円を送金
但し、覚書に基づく紹介手数料全額に満たない額であった
- ③ 平成24年6月29日から平成25年3月25日にかけて
YがAに対し、合計約1400万円を貸し付け
- ④ 平成25年5月頃
AがYに対する紹介手数料の支払を遅延
- ⑤ 平成25年7月31日
Aが帳簿上債務超過に陥る
- ⑥ 平成26年1月頃
AがYに対して負担する紹介手数料の毎月の支払額を500万円に減額するよう要請(その後、支払額は回復せず)
- ⑦ 平成27年頃
Y代表者は合同会社Fを設立し、自らが保証人となって知人から集めた資金等を元手に、Aに対し、2億円を超

える送金をするとともに、自らも2000万円をA代表者に送金

- ⑧ 平成28年1月頃
YがAとともに、Aの資金繰りについて協議
- ⑨ 平成28年1月20日
Aの社債権者に対する元利金の支払が停止される(過去に遅滞なし)
- ⑩ 平成28年4月13日
東京地裁がAについて破産手続開始の決定

3 支払不能に関する裁判所の認定

裁判所は、Aについて、平成25年7月31日の決算期において債務超過となっていたところ、その後も自動売買システムの開発の遅れがあったため、事業上損益改善の見込みが立たなくなったと認定し、その時期、すなわち支払不能に陥った時期は、平成26年4月頃であると認定しました。

Aは、平成26年4月以降、平成28年1月まで社債権者に対する元利払いを継続していたので、覚書に基づくYに対する紹介手数料以外に支払の遅滞は生じていませんでしたが、裁判所は、Aは出資金の元本を大きく取り崩して支払に充てていたと認定の上、この元利払いの継続は、Aの実際の支払能力に見合わないものであると認定しました(いわゆる「無理算段」をしていたものと認定したものとされます。)

4 Yの悪意に関する裁判所の認定

(1) 認定事実

裁判所は、大要以下の事実を認定しました。

<Yの悪意を裏付け得る認定事実>

- ・Yは、投資家をAに紹介するという立場から、少なくとも平成26年1月頃まで、Aの社債発行額の規模等を把握していた
- ・Yは、平成25年10月31日頃には、Aから、Aの自動売買システムの開発が順調ではないこと等を聞かされていた

- ・平成26年1月には送金額の減額の要請を受け、その後支払がなされない時期もあった

<Yの悪意を否定すべき認定事実>

- ・Yは投資家の紹介を超えてAの経営に関与していなかった
- ・平成28年1月より前の時点で、YはAから具体的な経営状況を伝えられたと認めるに足る証拠はなく、Aは、システム開発完了までの間、運用を外部に委託していると説明しており、実際にシステム開発自体は継続していた
- ・減額されたとはいえ、平成26年1月以降も、AはYに毎月500万円程度の送金を継続していた
- ・Y代表者は、平成27年頃にも、合同会社Fを介し、又は自らをして2億2000万円を超える金員をA又はその代表者に送金していた
- ・回収見込みのない中で、投資家に対する利息等の支払を一定期間長引かせ、Aの支払不能が発覚することを先に延ばす目的で資金を融通したことになるが、Yにおいて、そのような目的で自らの責任の下でAに資金を融通する動機があったことを認めるに足る証拠はない

(2) 事実に関する裁判所の評価

裁判所は、Yの悪意を裏付け得る認定事実について、Aが覚書の前提となる年利7%という運用利益を生み出せるような経営状態にないことをYが十分認識できたと評価しつつ、Yの悪意を否定すべき認定事実を照らすと、平成26年4月頃から、送金が継続した平成27年12月までの期間において、YがAの支払不能状態を知っていたとまで認めるのは困難であると評価しました。なお、裁判所は、支払不能の善意についてYに重大な落ち度があっても、これを悪意と同視することはできない、とも指摘しています。

2: 弁済期にある債務について弁済がなされていたものの、無理算段があったとして、債務者の支払不能及び債権者の悪意を認定した裁判例として、広島高判平成29年3月15日・金判1516号31頁参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 本件裁判例から見る支払不能についての悪意の認定

1 支払不能に関する悪意が否認の要件とされる趣旨

一般に、支払不能に関する悪意が否認の要件とされるのは、善意の相手方(債権者)に対する取引の安全を保護するためとされています。反対に言えば、取引の安全に対する要保護性を喪失する程度の認識があれば、支払不能に対する悪意あり、と認定して差し支えないと言えるでしょう。

この観点から、支払不能に関するどこまでの事情を知っていれば悪意と言えるのかは、債権の金額や性質、債権者と債務者の関係性等により、債権者毎に異なると説かれることもあります。

特に、債務者が無理算段をしている場合には、債務者は多くの債務について、表面上支払を継続しているため、支払不能に陥った時期や、なにをもって支払不能について悪意というかは非常に相対的な問題といえ²、本件裁判例は、この点について一つの示唆を与えるものといえるかと存じます。

2 本件裁判例に関する考察

本件裁判例において、YとAは、投資家の紹介者と、社債で調達した資金の運用会社という関係にあり、Yは、Aの経営状況にある程度把握し得る地位にいました。この関係性だけを見ると、YとAの関係は、単なる商取引関係を超えた密接なものと評価し得るでしょうし、債権金額も多額ですので、Yが把握していたAの支払能力の状況をもって、取引の安全に対する要保護性を喪失する程度の認識ありと判断されることもあり得るようにも思われます。

しかし他方で、本件裁判例は、Aの支払不能後に、YがAに追加与信をしている点、Aの事業が継続している点、Yに、Aの支払不能発覚を遅らせる意図が認定できない点などを考慮し、Y

の悪意は認定しませんでした。私見になりますが、合理的に考えて、支払不能を知りながら追加与信をすることはない、という経験則が強く働いた認定といえるのではないかと思います。

本件裁判例が明示したものではありませんが、この結論は、取引の安全に対する要保護性を喪失する程度の認識は未だYになかった、という価値判断を含むものといえるでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】